

新宿区中小企業向け制度融資取扱金融機関向けQ&A

(令和6年3月更新)

[利子補給編]

		Q	A
①	利子補給請求手続	計算書に反映されていない融資があるが、どうしたらいいか。	補助対象期間終了後、原則直ちに計算書を打ち出しています（第1Q：6月末、第2Q：9月末、第3Q：12月末、第4Q：3月末）。その時までには結果報告書等を収受していない場合、計算書には反映されません。この場合、次回以降の調整になります。
②	利子補給請求手続	延滞中の融資について、利子補給は受けられるか。	延滞中でも利子の支払いがあれば利子補給金を請求していただけます。本人負担金利のない商工業緊急資金（特例）については、元金の延滞が解消されていない場合でも利子の支払いがあったとみなして、利子補給金を請求していただいて構いません。尚、その他に利子補給中止要件がございましたら、この限りではありません。（別紙「利子補給の考え方」も併せてご参照ください。）
③	利子補給の中止	利子補給を受けた期間内に区外移転をしていた。この場合既に受け取った補給金（過払い金）の扱いはどうなるのか。	年度内の過払い金については、原則翌期の利子補給金と相殺を行う形となります。年度をまたいで過払い金が発生した場合、区が発行する納入通知書を用いて過払い分を納付していただけます。まずは産業振興課へ連絡の上、「利用者条件変更届」と「移転したことが分かる根拠資料（履歴事項全部証明書等）の写し」をご送付ください。
④	利子補給の中止	11月1日を移転日として区外移転をした事業者がいる。11月5日が登記日だが、利子補給はいつまで出るか。	移転日まで利子補給いたしますので、11月1日まで利子補給の対象となります。尚、移転日以前に利子補給中止要件がございましたら、この限りではありません。
⑤	利子補給の中止	代位弁済を予定している事業者がいるが、利子補給はいつまで出るか。	代位弁済日まで利子補給いたします。尚、代位弁済日以前に利子補給中止要件（廃業、破産手続開始等）がございましたら、この限りではありません。（別紙「利子補給の考え方」も併せてご参照ください。）

⑥	代位弁済	代位弁済請求書にて利息を含んだ金額を保証協会に請求していいか。	代位弁済請求書には利息を含まずに請求してください。万が一、利息を含んだ金額を保証協会に請求した場合、請求利息期間の利子補給はできません。尚、請求利息期間以前に利子補給中止要件がございましたら、この限りではありません。
⑦	利子補給の中止	廃業を予定している事業者がいるが、利子補給はいつまで出るか。	廃業日まで利子補給いたします。尚、廃業日以前に利子補給中止要件がございましたら、この限りではありません。
⑧	条件変更	条件変更によって最終償還日が延長となった。いつまで利子補給を受けられるか。	当該資金の貸付限度期間内は利子補給が可能です。（但し、貸付限度期間は実行時の要綱に基きます。）
⑨	条件変更	条件変更した場合の利子補給金の計算の仕方を教えてほしい。	利子補給金計算に係る残高は実際の残高です。尚、その他に利子補給中止要件等の事実が発生した場合は、この限りではありません。